

平成30年 第12回蔵王町農業委員会総会議事録

第12回蔵王町農業委員会総会は、平成30年12月21日蔵王町役場大会室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	我妻 茂	2番	玉根 可奈
3番	菅井 啓二	4番	佐藤 良彦
5番	平間 栄	6番	山家 一彦
7番	佐藤 ゆり	8番	武田 明夫
9番	平間 博		

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

樋口 俊彦	三沢 敏朗	山家 文一
大和 憲男	會田 照	平間 昭男
鈴木 好和	山家 照雄	川村 富士男
佐藤 雄一	杉山 由美子	

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

村上 智彦 我妻 義明

事務局職員は次のとおりである。

事務局長 砂金 毅
書記 佐藤 良行 山家 知之

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 報告事項1 農地の現状変更届出書について
- 日程第3 報告事項2 非農地証明願について
- 日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
- 日程第6 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）
- 日程第7 第4号議案 非農地照明について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第12回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午前9時30分)

- 議 長 これより会議を開きます。
- 議 長 只今の出席農業委員は9名、推進委員は11名であります。村上智彦推進委員、我妻義明推進委員からは欠席の報告がありました。定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
- 議 長 これより、平成30年第12回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
- 議 長 日程第1議事録署名委員の指名を行います。
- 議 長 蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。
- 議 長 [異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、5番平間栄委員、6番山家一彦委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2 報告事項1 農地の現状変更届出書についてを議題といたします。事務局に報告をさせます。
- 事務局 長 [事務局長朗読説明]
- 議 長 報告が終わりましたので質問を許します。
- 議 長 [なしの声あり]
- 議 長 質問がございませんので日程第2報告事項1を終わります。
- 議 長 日程第3 報告事項2 非農地証明願の提出がありましたので、事務局に報告をさせます。
- 議 長 [事務局長朗読により報告]
- 議 長 続いて、現地調査を行う委員の指名を行います。規定により会長が指名をいたします。2番玉根可奈委員、5番平間栄委員の2名を指名いたします。
- 議 長 報告と指名が終わりましたので、質問を許します。
- 議 長 質問はありませんか。
- 議 長 [なしの声あり]
- 議 長 質問がございませんので、日程第3 報告事項2を終わります。
- 議 長 日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
- 議 長 [事務局長朗読説明]

事務局長： なお、今回の各申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。申請の詳細は、別紙調査書のとおりです。

議長： また、周辺農地への影響の有無について、4名の委員により現地調査済みです。

議長： では、周辺農地への影響について、現地調査した委員は、結果を報告してください。

議長： [6番委員により現況報告]

議長： 説明と報告が終わりましたので質疑を求めます。

議長： 質問はありませんか。

議長： [なしの声あり]

議長： 質問がございませんので採決いたします。日程第4第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議長： [異議なしの声あり]

議長： 異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。

議長： 日程第5 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局長： [事務局長朗読説明]

事務局長： なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細につきましては、別紙調査書のとおりです。

議長： 説明が終わりましたので質問を許します。

5番委員： 今回の申請で同じ家で、父と息子がそれぞれ借り受け人となっている。別経営体なのか。

事務局： そうではありませんが、それぞれの名義で申請となっております。親子で経営を移して行く過程で両方の名前が上がる事もあるかと思われる。

5番委員： 普通、認定農業者でも経営体の代表は1名だと思うが、これで問題ないのか。

事務局： 農地法の申請は経営体ごとという事ではなく個々人の申請ですので、こういった事もあり得ます。

8番委員： ならば親子とも経営状況が一緒の記載になっているが、親と息子とで分けるべきではないのか。

事務局： あくまで経営体は一緒ですので、経営状況も同じになります。その経

- 営体の中で個人が申請できるということです。
- 8 番 委 員 　しかし、利用権の設定を受ける者の経営状況とある。別々の受ける者で、同じ経営状況というのはどうか。
- 5 番 委 員 　親子で勝手に名義を変えてえらい税金を取られたとかいう話もある。そういった観点でこの申請も少し考えないといけないんじゃないか。
- 事 務 局 　経営移譲による所得税とか贈与税ということかと思いますが、全ての申請について経営移譲や贈与税猶予などに引っ掛かって損失を蒙る。そう行った事のないように調べた上で議案としてますので心配はいらないかと思われま。
- 経営状況については、同じ経営体でこの農業機械は誰のもので、土地は誰の分という区分けがなされれば大変であるし混乱すると思われま。あくまで同じ経営体の一員ということで同じ表示になるのは仕方ないと思われま。
- 8 番 委 員 　なにか集計を取る時に同じ経営体から 2 人申請しているということで重複してしまうような不都合は生じないか。
- 事 務 局 　各種の調査や集計などでこの議案書からデータを取るということはありませんので、そういった問題はないと思われま。
- 議 長 　この親子はそれぞれが認定農業者として登録されているわけですが、同じ経営体で別々に申請したということは、何か理由があるわけですよ。
- 事 務 局 　親から子に経営を移して行く過程では子どもの名前ということがありますし、相手との関係性においては子どもでなくお父さんの名義ということもあります。
- 6 番 委 員 　この件についての農業会議の見解はどうか、あと、農業を営している者以外が借りるということで問題ないか。
- 事 務 局 　農業会議や県の見解は後ほど確認したい。また経営者以外が農地を借りることに問題はありません。
- 議 長 　8 番委員の言いたいことはこうですね。その世帯での耕作面積が 1 0 0 なら、5 0 と 5 0 でも、6 0 と 4 0 でも、合わせてその経営体の 1 0 0 になりべきではないのかと。
- 事 務 局 長 　あくまでその世帯の経営状況をここに示しています。お父さんの申請でも、息子さんの申請でも、奥さんであっても同じです。それは 1 人 1 人分けて考えるという事はしておりませ。分けるべきというのであれば、世帯分離して経営体も別扱いということであれば同じにはならないかと思われま。
- 8 番 委 員 　経営体には 2 人の代表者がいるということか。

事務局 長 申請人は経営体の代表者である必要はありません。これはあくまで貸し借りの名義人です。

事務局 貸借の名義人ごとに経営状況を分けるとなれば大変な手間ですし、日常的に従事する農業の規模も実態にそぐわなくなる恐れがある。あくまで属する経営体の経営状況です。

8番委員 分かりました。別段問題ないということであれば。

議長 他に質問はございませんか。

8番委員 議案の45番、使用貸借となっているが、何か事情があるのか。

事務局 貸し人が、農地を荒らさないでいただければということです。

議長 私もこの件は知っております。貸し人が耕作できない。しかし、それでも草刈りとかしなければいけない。それならば借賃はいらさないから荒らさないで耕作して欲しいとなった経緯があります。

議長 他に質問はありませんか。

議長 [なしの声あり]

議長 質問がございませんので採決いたします。日程第5第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議長 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり承認されました。

[10:08 玉根可奈委員退席]

議長 日程第6 第3号議案は議事参与の制限が複数ございます。まず、三沢敏朗推進委員の退席を求めます。

議長 [三沢敏朗推進委員 退場]

議長 日程第6 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて、参与制限の案件を議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読説明]

事務局 長 (説明後に) なお、本申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。詳細につきましては、別紙調査書のとおりです。

議長 説明が終わりましたので質問を許します。

議長 質問はありませんか。

議長 [なしの声あり]

議長 質問がございませんので採決いたします。日程第6第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第3号議案の議案は原案のとおり承認
 されました。三沢敏朗推進委員の入場を許可します。

[三沢敏朗推進委員 入場]

議 長 日程第7 第4号議案 非農地証明についてを議題といたします。現
 況調査した委員に報告をさせます。

[1番 我妻茂委員報告]

議 長 ただ今報告が終わりましたので、質問を許します。

7 番 委 員 議案16番ですが、隣接農地に雑草が伸びないように草刈りを指導す
 るとあります。しかし、願出人は93歳とご高齢なので、どなたか同居
 の方で草刈ができる方はいるのでしょうか。

事 務 局 ご家族で、60代の方も申請にお見えになりました。草刈りを自分で
 するか、出来なければ手配してやってもらう意向です。非農地となった
 後も環境政策課に引き継いで見ていきたい。

6 番 委 員 今回現況を見て、非農地は非農地なんだろうけども両脇が農地で安
 易に非農地として認めるべきなのかどうなのかと考えてしまった。

議 長 私も隣接で困った場所がないわけではない。防御的に接する部分を刈
 っているが、竹ガラで草刈機の歯が傷みます。しかし、荒らす方にも様々
 な事情があって一概に責めるだけでもいけない。

6 番 委 員 非農地で上がって認めてしまえば農業委員会の手が届かなくなるわけ
 で、安易に認めて良いのかどうか、葛藤がある。

議 長 やはり大事なのはそうなる前の指導である。

8 番 委 員 非農地証明願いが出て基準に合ってれば認める。農業委員会として手
 をだせなくなるんですが、そういう場所はドンドン出てくる。本来はそ
 ういう場所でも指導し協力して農地に復元させる。または借り手とマッ
 チングさせて農地として守る。これが農業委員会としての使命のように
 思うが。

事 務 局 委員の言うとおりに、こういう申請は増えてくると思われる。ただ、懸
 念されるのがそう簡単に借り手が見つかるのか、委員が受けていただけ
 るのか、今回のような申請であっても農業委員会を経た経緯から他の部
 署とも協力して見て参ります。ただ、実際に誰が見ても農地とは言えな
 い現況の土地を農地ですと言うのには無理がある。

さっき議長も言ったとおりで、こうなった場所をどうするかより、こ
 うなる前に指導や貸借のマッチングなどで未然に防いでいくべきなのか
 など思われます。

樋口推進委員 高齢の方は段々と耕作できなくなってくる。相談カードなどを活用し

